

# 沖縄の市町村財政に関する覚書 (1)

— 嘉手納村と糸満町 —

福 丸 馨 一

## はじめに

この報告は昨年度の文部省特定研究として沖縄調査を行なった結果を、第一次中間報告としてまとめたものの一部分である。今年度もひきつづき調査研究をすすめることになっているが、茲ではとりあえず覚書として発表することにしたい。

なおこの覚書は糸満町と嘉手納村を中心としたものであるが、次稿では東部海岸の与那城村、西原村についてのべようと思う。この場合沖縄の全市町村についていずれを調査地点に選ぶかという難しい問題があるだろう。さらに沖縄の中核都市である那覇市については、昨年予備調査としてしか検討しなかったこともある。ここではおよその調査視点として嘉手納村と軍事基地の関係、与那城村など東部海岸は石油資本進出の問題をあげておくにとどめよう。なお糸満町は那覇市の近郊にあること、61年に合併でできた新町であること、比較的軍用地が少ないこと、そのほか調査の都合上の理由もあってとりあげたものである。具体的な市町村分析としては第一に那覇市を本格的に扱わねばならぬし、さらに本島北部の町村や宮古、八重山など先島関係もみなければならぬと思う。これらの検討はいずれかの機会にまつことにしたい。

いま一つこの覚書は中間報告全体の一部であり、既に「沖縄の市町村行財政と本土復帰」として東京市政調査会、『都市問題』の9月号と10月号に掲載されたものに続くことを断っておきたい。従って内容の重複を避けなければならないので、或は若干の説明不足もやむをえないとおもわれる。最後に今夏すでに再度沖縄調査を実施したこともあり、あわただしい沖縄問題の激動のな

かで、私自身新たな沖縄財政論の課題を見出さねばならなくなってきた。これらの研究成果は沖縄調査の総括として近い将来に発表したいと思っている。

## I 嘉手納村の行財政と基地問題

### (一) 合併問題の基本的視角

市町村合併問題が戦後の沖縄でいかなる由来をもちどのように経過してきたのか、ことに合併計画が生みだされた背景とその本質は何かについては、『都市問題』10月号にてくわしく論じたので繰返さない。ここでは<sup>カデナ</sup>嘉手納村と<sup>ヨミタン</sup>読谷村との合併計画の問題を具体的に追究してみることにする。

しかし沖縄の市町村合併の諸問題について、基本的な要約をしておく必要があるだろう。第一に沖縄の市町村行財政の戦後過程について、とくに行財政の貧困構造を規定してきた基地体制、米民政府の軍事的植民地支配とこれを受けて肥大化した琉球政府の中央集権を基本視点としなければならない。行財政の貧困という既定事実をとらえてそのまま本土市町村と対比し、「格差」を強調することで行政合併が根拠づけられることがある。これは今日の「沖縄問題」とは無関係な制度上の数量的な比較論であり、いわゆる「本土並み」論議の誤りである。そして戦後の沖縄市町村制度の返遷のなかで、1953年の市町村自治法の民立法制定を中心とする米国統治の矛盾増大の問題がある。市町村合併促進法がだされた56年はプライス勧告に対し、島ぐるみの軍用地闘争が燃えひろがった時期である。即ち基地体制の矛盾と危機のなかから合併問題が上から与えられようとしたのである。そしてこれは単に市町村行財政の合理化にとどまらず、琉球政府の国家的事務及び税源との関係で、市町村の「地方自治」の要求をすりかえる政策であった。沖縄住民の植民地反対闘争がしばしば自治権拡大＝主席公選制に集約されることになったのも当然である。また琉球政府が長期計画をだした60年には市町村合併促進要綱がつくられたことも偶然ではないと思われる。62年のケネディ新政策と関連させていうなら、米軍基地機能を維持強化することを前提とし、その限りでの日米共同の住民福祉と「自治権」えの

若干の配慮が加えられたのである。いわゆる日本政府援助が米国援助と並んで登場してきたのもこの62年であった。この「一体化政策」が地方自治＝基地体制の問題を棚上げし、66年の政府長期計画では社会福祉の本土水準をとりあげているが、これこそ米軍基地の矛盾を肩代りし結局は基地機能を補強するものであった。そして教育税の市町村民税への一本化や徴税の合理化など、市町村財源の強化を求めることになったのである。このような財政改革の総括として「小さすぎる市町村」を広域化する合理化として合併計画が一貫して推尚されてきたのである。

第二は沖縄の市町村行財政の貧困の現状とその構造に関連するとしても、行政合併が果してこの解決方法として妥当するかどうかは疑問である。なるほど復帰段階の問題とすれば現状の市町村行財政の機構と能力では、復帰に伴う対応事務を適切に処理できるとはいえないだろう。だが財政規模も行政水準も本土並みに引き上げるということは、戦後4半世紀に及ぶ市町村行財政需要の圧縮に対する住民自治の補償要求なのである。ことに問題なのは基地体制に完全に従属してきた市町村を分解再編することで、復帰以後の沖縄復興開発事業を再び日本政府の官僚主義中央集権（沖縄開発庁など）に従属させることにならないだろうか。これは同時に今日の琉球政府の「肥大化」された官僚機構を温存させ、よって以て広域市町村支配の系譜を作ることになるのである。現に本土政府の69年、総理府、「沖縄経済開発の基本構想」では、本土の新全総計画との連関を強く求めており、戦後補償の目的が消失し内外独占の地域開発政策・工業化・東南アジア進出の拠点等の意義をもたせようとしている。

第三に合併計画主として60年の市町村合併促進要綱は、56年の時限立法以来三度延長されたが、実際には61年の糸満町合併を除いてことごとく失敗に終わったのである。そして59市町村を14ブロックとして11町村を対象外としている。この対象外こそ人口 3,000人未満の弱小自治体でいずれも離島である。このため14ブロックのうち宮古群島、平良市と八重山群島、石垣市の2ブロックを除けば本島の、しかもそのほとんどが中南部の市町村を対象としている。いうなら

ば基地周辺部の都市的合併の性格をもち、いずれのブロックも標準人口規模1.5万人をはるかに越えるものである。例えば那覇市26万人、浦添村3万人などの第8ブロックは5市町村で33万人であり、第6ブロックもコザ市5.6万人、具志川3.5万人、美里村2.2万人ほか合計15万人という大型規模である。その後69年には合併計画の手直しが行なわれ15ブロックに再分割された。とはいえ市町村当局は必ずしも合併に一義的に賛成してはいない。

第四に沖縄の市町村規模について、人口5,000人未満16町村があり、このうち10町村がさきの合併対象外である。8,000人未満では合計27町村であるが、この規模を基準にすれば沖縄59市町村のうち27というのは、鳥根県60のうち32、高知県55のうち31町村があることと対比されよう。それに平均町村人口規模では沖縄9,300人、鳥根7,900人、高知7,500人であり、沖縄が殊更に規模が小さいというのは特定の離島関係であり、これが大方は合併計画から外されているのである。但し沖縄の市町村の面積は極端に小さくなっておりさきの類似県対比の3分の1程度である。しかし、面積をいうなら米軍基地の存在が決定的に重要であり、本島中南部の軍用地によっていよいよ狭くなっているのである。所によっては軍事的過密化が生じており、那覇市の軍用地30%や嘉手納村の80%などは決してめずらしくない。

最後に沖縄の市町村行財政については、その貧困の現状が問題であり、さらに地域的不均衡の問題もあり、要するに戦後過程のさまざまな混乱と矛盾が市町村制度のなかに持込まれていることも事実である。このためしばしば琉球政府や市町村当局の、本土復帰への要望という形で合併問題が扱われることが多い。これはしかし貧困の現状のなかで復帰不安のなかの振興計画を展望する条件の欠如を意味し、むしろ各市町村毎の行財政の確立を求めているのが本意であり、官僚主義的中央集権化としての広域行政をのぞむものではないことを知るべきであろう。今後拡大する行財政需要と高変化する行政技術に対応するためにも、あくまで市町村自治体の基地体制からの脱却＝地方自治の完全復帰こそが前提である。

その意味でも新全総の沖縄ブロック化は那覇市を中核とする大都市圏構想であり、産業基盤整備と社会資本充実という形で、事実上軍事基地の存在による矛盾をしりぬぐいする産軍共同化政策である。これはもう沖縄の市町村を本土並みえという格差是正が問題なのではなく、戦後沖縄支配の基地体制さえも「基地収入の維持」として容認し、地方自治という根本問題をはずして専ら内外独占の後進国工業化論の系譜のなかで、新たな植民地体制をきづこうというものである。

### (二) 嘉手納村と合併問題

沖縄の市町村合併が政府計画どおりに実現した唯一の例は、南部の糸満町、兼城村、高嶺村、三和村の合併である。このほか宮古島の平良市えの一部編入の告示後失敗もあるが、成功の糸満町成立でもさまざまな経過と実現後の新町建設事業をめぐる挫折の問題がおりこまれている。そして70年には北部の名護町ブロックが合併を実現させたが、早くも新市建設計画の財源問題が大きくとりあげられている。これらの諸問題にふれる余裕がないが最も基本的なことは、町村財政の現状を打破し地域住民えの行政サービスを引上げようという当初の意図が、沖縄の財政構造全体の仕組みからして結局は無理があるということである。例えば糸満町の場合も第一次建設6ヶ年計画(62~67年度)のうち政府補助事業の実施率は17%であった。新名護市建設計画の場合も、あらゆる住民サービスの施設整備をもちこんだ合併5ヶ町村の当初要求は680万ドルであったが、琉球政府の事業計画として認可されたのは183万ドルである。

この合併実現地区がいずれも南部農村又は北部農山村であり、基地の集中する市町村を外れていることが興味深い。ことに北部は本島面積の7割を占めその79%が山林面積であり、その上残りの田畑山林が軍用地としても接収されていること、さらに沖縄本島における格差と過疎の代表地帯であることを考えなければなるまい。戦中・戦後にかけての地域的大変動を経験し、本土復帰を目前にして基地依存の第3次産業に比重がかかる名護町をはじめ関係町村が、戦前の農林水産業の繁栄をとりもどし「文化的産業都市」えの飛躍を夢みて、港

湾整備事業と海岸埋立事業について合併の意志統一をはかったというのも理解できそうである。その同じことが糸満町の埋立事業の経験でも分るごとく、財政力の貧困と土地不足（那覇市に隣接する旧糸満町の）を解決すべく不動産事業に傾斜したといえなくもない。

扱中部地区の嘉手納村と読谷村の合併物語りはどんな意味があるのだろうか。この両村の最大のそして共通の特徴は、読谷72%、嘉手納村82%といわれる圧倒的な軍用地であり、東洋随一のカデナ空軍基地に取り囲まれた軍事的孤島となっていることであろう。さらに嘉手納村自体が戦後48年に北谷村から分離してできた経緯が象徴的である。沖縄戦の最初の米軍上陸地点で村全体が廃虚と化し、村民は他地区（全島16の）に強制収容され、そのときの軍政市政の名残りがコザ市の誕生であり、或は人口1.5万人の石川市などであろう。北谷村役場と嘉手納地区は空軍基地で切断され住民の不便は著しく遂に分村が実施されたのである。「基地にとりかこまれた」住民は米軍作業によって生計を立てたといわれ、今日でも農耕地の9割が軍用地であり、農民はいわゆる「黙認耕作」をしている状態である。人口規模1.5万人で、第一次産業の就業人口比率は5%という超近代的な産業構造である。産業別所得では軍用地料、軍雇用賃金、米軍関係貸住宅ほかサービス業が大部分であり、まさに米軍基地労働者の飯場（ベッド・タウン）と化している。人口密度は那覇市をしのぎ東京なみともいわれる「過密」の村なのである。またこの村には有名な軍事公害もある。このような超都市化が住民の暮らしにとって何であるかはともかく、明かに軍事的不均衡の犠牲をさまざまな形で強いられている。そして戦前は製糖工場や農林学校があり、肥沃な農耕地帯で家畜市場も立ち那覇市との間に鉄道もしかれたところであった。ところが隣の北谷村も軍用地73%のうち水田95%、畑85%、宅地77%といったすぎまじい接収である。このように「基地のなかに沖縄がある」という言葉通りである。読谷村も嘉手納村とは細長い軍道路で通い合うといった状況である。まさに基地問題が村行財政と住民生活の一切を規定しているのである。読谷村も人口2万人をこえる「過密化」傾向を示すので

ある。従って琉球政府の町村合併の人口規模基準をこえた地域であるが、それでもこの両村は「弱小町村」なのである。この点こそ基地体制と市町村行財政の関係についての矛盾である。

この両村合併の問題の一つは海岸の埋立事業であり、この土地造成によってレジャー施設を設け観光客を誘致する計画だという。なるほどこの米軍基地関連の開発ビジョンこそは、今日の沖縄経済の当面する課題となってくる所以である。嘉手納村は軍用地が村勢発展のガンであること、黙認耕作の下での農業発展はありえないこと、農業所得は村民所得の0.5%であること、村経済は日雇い暮らしのようなものであること等が合併計画に関して指摘されている。ここまで具体的に言及すれば本土との格差や財政力指数など以前の問題があることを理解してもらえらると思う。そしてこの条件下でいかなる村勢振興計画が組み立てられるものでもなかろう。むしろ基地労働者が基地反対斗争を行っていることの、ぎりぎりの人間生活の深刻な立場をこそ考えてみる必要がある。かくて読谷村との2村合併はこの運命共同体の困難に対する解放の叫びの一形態として把えるべきではないか。読谷村はせめて村経済を支える程度の工業用地として軍用地を返還せよと求めている。嘉手納は戦前の北谷村との合併を求めるともできず、基地によって切断された里子の物語りにも似ていないだろうか。かくて基地に包囲され孤立した村経済を2村合併で拡大しようというのがそもそもの始まりなのである。しかも人口3.6万人の合併計画の第一の課題は、基地公害対策であるとされ、住民生活に甚大な被害をあたえていることこそ、この合併問題の基本とみて差支えなからう。

とすれば基地がなくなれば合併もなくなるのである。埋立事業の財政資金に関連して、合併効果が考えられ、基地機能に関連して娯楽センターが求められることこそ、つまり合併ということ自身が今日の沖縄の苦悩を意味しているのである。この両村合併はこの共通の苦悩に対処し統一した行財政力によって、消防、水道、火葬場、清掃そして教育(公害が中心)などの日常的な行政サービスの充実をはかるといっているのである。ここにも名護町合併も糸満町合併も、たし

かに住民自治のあらゆる要求が、戦後の長い期間みたされなかった願望が屈折しながら、地方自治についてのあらゆる戦後補償の一転形として表現されているのである。

### （三） 嘉手納村と基地問題

嘉手納村の概要についてさきにのべたことに附加しておこう。村人口の実質的な過密化、つまり軍用地を除くと一平方軒あたり7,600人で、那覇市8,100人や東京都5,000人をしのぐものがある。1950年に対比しておよそ2倍ということでも分るが、ことにベトナム戦争の最盛期62～67年の社会増が大きかった。

基地依存と第3次産業の高い比重は沖縄本島中南部の、ことに基地面積の大きい市町村ではどこでもそうであるが、農村のままのあらゆる社会的後進性をのこしながら、<sup>1)</sup>軍事的都市化、の発展の諸側面を示している。その第一が就業人口4,800人のうち第1次産業340人（7%）、第3次産業（72%）という超高密度社会の形態を示している。村勢要覧（69年）によれば、村民所得378万ドルで、給与所得261万ドル、事業所得65万ドル、不動産所得48万ドルである。うち基地関係は軍雇用859人（約100万ドル）、軍用地料534件（23万ドル）、米軍関係貸住宅282件（19万ドル）の計142万ドルである。もちろん外に基地関連商業の所得を除いてあるが、直接軍雇用だけで給与所得の半分に近いし、軍用地と米軍関係住宅が不動産収入のほとんどを占めている。

嘉手納村はいうならば土地を失い基地で働き米軍相手の商売をやるという意味の「近代化」村になったのである。そして巨大な空軍基地の爆音に悩まされていることはあまりにも有名である。67年5月屋良地区の井戸水が航空燃料で汚染されマッチをすると燃えだすという騒ぎがおこった。同11月には燃料パイプが破裂して多量の油が流出し、68年2月からはB52の常駐とベトナム出撃、そしてこの墜落事故がおこった。基地公害で最もひどい被害はエンジン調整の爆音で、学校の授業、睡眠などあらゆる住民生活がおびやかされている。このた

1) 「沖縄自治名鑑」、沖縄市町村議長会、68年版による。



め村長の施政に関する最重要課題は、基地被害対策だといわれ、各種防音装置の経費や米軍の防止対策を強く望んでいる。しかし一部の小学校に防音教室ができたくらいのもので、日夜耳をつんざくものすごい騒音になやまされている。このようなことから本土復帰と基地撤去の要求が早くから高まり、市町村のなかで最初に「復帰協」の支部ができたとされる。まさに基地体制から脱出する以外に生きる道がないともいえる。

嘉手納村当局はこれら基地問題に関連して17項目<sup>2)</sup>の本土政府への要望を発表している。これは主として基地公害関係であるが、このほか基地による損害の数々をまとめたものである。この総論では1945年沖縄への最初の米軍上陸地となり、旧北谷村(分村前の)は壊滅し「基地のなかの孤島」となったこと、村民の暮らしが軍雇用や軍サービスそして軍用地代などによらざるをえないこと、従って基地の動向に直接左右される不安定なものとなり、その上基地公害に悩まされ、生命と財産が危険にさらされてきたこと等を訴えている。この数限りない基地問題は、現地米軍相手の交渉では決して解決できないので、日本政府の力で解決してくれという趣旨である。

第1の要望は住民の居住地域に面したB52など大型ジェット機とその駐機場を撤去又は移駐せよというものである。第2が児童生徒の学習等の共同利用施設の建設、乳幼児や病人、老人等の被害対策を緊急に求めている。第3と第4は軍雇用及び基他依存企業と従業員の復帰不安の問題である。具体的にはこの転業と保護の特別対策を求め、間接的なサービス業従業員だけで700名の問題があるという。つまり軍雇用800~900人とあわせた給与所得者のほとんどが失業するという計算になる。たしかに米軍貸住宅や軍用地代そして関連サービス業などを含めて基地経済がどうなるのかは決定的に不安なのである。第5は基地公害に対処すべく本土政府の直接出先機関を設置せよという。第6は68年2月の爆音測定記録を報告し、爆音発生回数70ホーン以上は1日95回、継続時間2時間55分33秒で、これを1年に換算すると44日間と13時間になるという。

2) 嘉手納村、「基地と嘉手納」昭和45年

第7が道路排水溝について、軍施設の不備による洪水・悪臭・危険通学道路の改善を訴えている。第8と第9が防音教室の全面改善について、採光面積がせまいこと、十分な換気装置がないこと等による、視力異常児や心身障碍の発生を訴えている。第10が屋良小学校の授業中の爆音発生状況で、1週間に授業が161回中断されたという測定である。第11がこの爆音による影響調査で睡眠妨害やその他の障害がおこっている。第12が戦時中、沖縄防衛のため国家総動員法により、強制土地収用がおこなわれ没収され、これが国有地として米軍にひきつがれたので、所有権回復の措置を構じてくれという。第13が終戦の混乱で土地測量の不備や申告もれがあり、軍用地内の土地再調査が実施されぬままに所有権を喪失したという。第14が村道潰地補償で、軍用地収用で村道がなくなり個人の土地がつぶされて村道になったという。この補償要求地主 346人、2.1万坪と計算されている。この補償金額73万ドルの支払いは村財政ではできないまま25ヶ年間未解決だという。第15が汚染井戸について、被害人口 156人の賠償請求14万ドルに対し、米軍は1万ドルしか支払わなかったという。第16が外人向け貸住宅 767棟あり、これは本来宅地にむかない山林を切りひらいて339万ドルの建築資金を用したが、これがほとんど銀行借入れによること、年間家賃82万ドルの収入の問題があることなどである。第17が軍用地料の問題であり、狭隘な土地と「過密」で地価が急騰し、民有地と軍用地の地代が著しくアンバランスになったこと、宅地の例では軍用地1級坪年間1ドル48セントは、民間では7ドルだという。

以上17項目の基地問題のくどくどしい要求も、戦前、戦後を通じての長い間の無権利と植民地体制の具体的総括なのである。なによりもあらゆる戦争と戦後との補償要求なのである。この要望書の結びはこうである。「戦後25ヶ年間祖国日本から分離され、異民族支配のなかで基地公害に悩まされ、まさに戦場さながらの環境で生活することを余儀なくされてきた村民の苦衷を御賢察下さい」。この苦悩と貧困とを「本土復帰」がどのように解決しようとしているのか。この戦後過程を無視した格差是正政策がいかに欺瞞であるかを考えるべき

であろう。「本土並み」とはあらゆる戦争・戦後補償であり、この災厄の根元である基地体制の全面破壊こそが前提なのである。この村の議会は米軍と民政府へのあらゆる抗議をし、村全体で基地対策協議会をつくっている。この組織は議員と役場はもとより政党も団体も労組も村ぐるみで加盟し、この規約第3条にはこうある。「本会はB52と一切の核兵器の即時撤去を勝ちとり、基地から発生する諸被害を排除し、静かで平和な村をつくることを目的とする」。また村議会は68年1月基地災害の絶滅と基地撤去を決議している。

#### (四) 嘉手納村の行財政から

嘉手納村の行政機構は総務・税務・経済建設・水道の4課制で職員は67名である。水道課(12人)というのは、市町村のなかでも珍しい方であり、給水人口94%でほとんどが水道公社からの分水である。この普及率は米人貸住宅などの上下水道施設の関係もあると考えられる。また消防車4台、消防職員7人というのも「高密度」社会を反映しているのであろうか。

村財政の構造はどうであろうか。財政規模は最近急速に膨張し69年39万ドルから71年度予算75万ドルとなっている。但し61年11.8万ドルから65年18.8万ドルの圧縮規模の過程を前提としてみる必要がある。そして対69年でみると交付税とくに政府支出金が著しい伸張をしめしている。とはいえ交付税の構成比は変化したとはいえないこと、村税の比率もほぼ同じであり、むしろ村債の飛躍的拡大(それも69年の3ドルから4.5万ドルえ)を注目しなければならない。そしてその他財源としての財産収入、使用料、手数料、雑収入、起債などの比重が村税を加えて40%という、意外の自主的財源比を示している。ことに雑収入や繰越し金がかかなり固定的財源の比重をもっており、例えば62年度にさかのぼると、財政規模14万ドルのうち繰越し金33%、雑収入16%と約7万ドルの高さになり、これに財産収入15%を加えると9万ドルの額となっている。このことは当時の交付税1.3万ドル、政府支出金5,900ドルで、村税2.8万ドルの半分にもみたぬ、徹底した自己財政であったことを物語るものである。なお財産収入は71年度予算で2.9万ドルでありこのうち軍用地収入が2.7万ドルであ

る。この意味で財産収入を過去にさかのぼると69年 2.1万ドル62年 1.9万ドルと左程の伸びがなかったことを示している。なお雑収入も非細分土地の軍用地収入が大部分である。

軍用地代の問題は別稿にてとりあげるのでくわしくふれないが、58年以降、立法院の土地賃借安定法により決定され5ヶ年ごとに改定されることになっている。1坪あたりの平均単価は16セントといわれる（コーラ1本分）。嘉手納村の宅地を例にとれば1等級から8等級にわかれ、この1級地で58年以降5ドルから7ドルえ僅かしか上がっていないこと、しかも58年7月1日以前の接收地については賃料が極端に低く押えられ1級地でも58年の83セントから現在の1ドル48セントという状況である。

このように軍用地と基地経済に深く根ざした財政構造の特徴は同時に苛酷なまでの自立性を強制されていたことにもなる。戦後の軍事的切断による北谷村からの分離当時は、村営売店の売上げを主要財源にしたといわれる。租税がなんとか徴収できるようになったのは50年からといい、村民は軍作業と僅かの農作業（49年から黙認耕作がみとめられるようになった）で生計を立てていた。現在でも農耕地の8割がこの軍用地内の黙認耕作ということである。従って当時のすぎまじい雑種税は、船舶税、自転車税、牛馬車税、興行税、畜犬税、と畜税、接客人税、電話税、電柱税、ラジオ税、ミシン税などで、52年の例ではラジオ税収入1セント、船舶税2ドルなどが計上されていた。そして56年度の村税滞納額は1.3万ドルの予算に対し3,200ドルにも達したことがある。

71年度才出についてみれば、社会労働、土木、教育が役所費とともに主要費目であるが、保健衛生、産業経済は1～2%程度である。なお土木は70年4%であったことからみれば急激に増加したということであろうか。なお才入の繰越し金の比重はこの土木事業に多くみられるが、政府補助事業の対応財源の欠如＝財政収支の不安定と貧困を表すものである。なお土木費13万ドルのうち10万ドルは下水道事業費で71年度から5ヶ年計画の総事業費114万ドルの大事業である（71年度は8万ドルが政府補助）。これは一面では意外な近代的行政の

側面を示すものであるが、長い間の「過密」化の矛盾を表し、同時に米軍関係サービス業や基地そのものとの関係で、環境衛生の緊急性が軍事的にも求められたとみられぬこともない。社会及び労働は69年の4万ドルから15万ドルと急増しているが、うち10万ドルが公営住宅建設であり、この財源のうち半分が起債である。このほか保育所の人件費、社会福祉や各種零細補助金が数多く計上されている。いわゆる社会保障を表す扶助費は2%程度であり、市町村の行政としては成立っていないことを示すものである。そして福祉施設は保育所が1つだけである。なおこの費目には若干の失業対策事業があり、嘉手納村の都市型の貧困の一面をのぞかせている。

さらに件の基地被害対策費はたったの11ドルである。このほか財産費のなかに村道路用地購入費やその購入資金積立とか、村道路借地料支払積立とかの項目がある。これは村道潰地補償にからむもので、戦中、戦後の混乱で市町村道路や河川に転用された、関係地主への補償が放置されていること、軍用道路には地代が払われるのに不都合であり、さりとて村が支払不能だということなど従ってこの補償又は購入問題がおこっている。このため65年度から潰地賃借料支払資金積立金条例をつくり、年間4,500ドル以上を積立てることになったものである(補償要求は前にのべたごとくである)。なお土地測量のやり直しで紛争がおこり村道潰地審議会を69年度からつくり支払い対策をととのえようとしている<sup>2)</sup>。このように基地問題に関する戦争と戦後の混乱と被害とは財政のすみずみまで根をはり、しかもどうすることもできない無法状況を村政自身が侵してきたことにもなる。そこで本来は、本土の基地交付金制をつくれという要求があり、別稿にて解明した「本土並み」市町村財政の確立とあわせて、これを基地体制の矛盾としてとらえなければならない。村長の71年度施設方針によれば、第一に基地被害と復帰不安をとりあげ、これを本土政府の責任ある措置を要求している。そして基地の整理統合、軍用地の解放、軍用地料の改善、その他土地問題(潰地ほか)、或は軍雇用と軍関係企業の将来対策をつよくの

3) 以上は嘉手納村広報第51・53号による。

ぞんでいる。そしてとくに土地利用計画の困難（土地の絶対的不足）を訴え、合併計画を提唱している。

## Ⅱ 糸満町の行財政と地域開発問題

### （一）糸満町の町勢概要から

糸満町<sup>4)</sup>は61年10月に旧糸満町・兼城村・高嶺村・三和村の合併により新発足した。旧糸満町は海岸が遠浅の珊瑚礁にかこまれ、糸満港を擁した昔からの漁業の町であった。また隣接農村の農産物の集産地であり、那覇市や首里市につぐ商工業の中心地であったという。歴史を溯れば明治41年に沖縄で最初の町制を施き、旧兼城から分離してできた。このほかの旧三村は甘蔗と甘藷を中心とする農業地帯であるが、旧三和村は最大の面積である割に地味がやせているといわれる。なお旧三和村は昭和23年に真壁村、摩文仁村、喜尾武村が合併したものである、当時の人口は4,000人であったという。この地区の沖縄戦最後の悲劇はあまりにも有名であるがおよそ8万人の軍人や民間人が殺されたという。旧高嶺村は昔から良質の水源が多く、水郷ともいわれたが、米民政府水道公社に水源地をとりあげられ、水道問題が皮肉にも糸満町の政治課題となっている。

漁業は沿岸資源の枯渇で不振におちいり、町は67年から漁業整備計画をすすめている。農業は耕地面積60%、就業人口比42%で、作付面積の89%が甘蔗である。また那覇市に隣接した地理状況もあり、第3次産業就業人口比45%である。なお糸満北部は土地改良による野菜の主産地形成をめざしているといわれる。人口は61年3,5万人から3.6万人と増勢であるが、旧糸満町の過密化とその他の過疎化を内包し事実上は停滞的であるといえよう。年令別男女別人口構成は、男子の40才以上の階層が急激に少いという戦争の傷跡をのこしている。なお市街地区と那覇市周辺の地価急騰及び土地不足のため、住宅問題が深刻化

---

4) 糸満町69年度町勢要覧。沖縄市町村議長会自治名鑑68年版ほかによる。

し、糸満港整備とからむ埋立事業が実施されている。

行政機構は7課制であり、沖縄の町制規模としては多い方であるが、沖縄の市町村制と行財政の不均衡は、例えば人口1.9万人の旧名護町の8課制と対比されるごとくである。財政構造は69年度の一般会計103万ドルに対し、埋立事業特別会計が98万ドルということで、不動産事業団体の様相を呈している。才入では町税よりも、繰入れ金が多いこと、また町債の比重が高いことなどが特徴である。このほか沖縄本島としては軍用地面積1.2%と非常に少ないが、軍雇用と軍関係サービスの間接的雇用は第3次産業の高い比重にも示されるごとく決して少なくないとおもわれる。これは一つには中南部米軍基地とくに那覇市内の軍事施設(例えば那覇港など)への通勤、そして逆に基地経済関連の商業サービス圏の広域化などの問題を背景としている。とくに運輸通信の就業人口比がサービス業、商業とならぶ比重を示すが、これも港湾荷役作業をふくむもので軍事経済の性格は貫かれている。このほか製糖工場の大気汚染、埋立事業の漁業補償についての町議会特別対策委員会が68年に設けられた。なお69年町勢要覧では議会の定員22人(現在2人欠員)の内訳は人民党6人、自民党3人その他無所属となっている。

## (二) 糸満町の財政構造

財政規模の推移は67年以降、急膨張をつづけており、66年の38万ドルから71年度予算145万ドルである。これは日政援助を中心とする交付税や補助金そして起債などの伸びによると考えられる。しかし同時に67年度から教育区の教育税が市町村税に移転し加えられたこと、そして埋立事業の繰入金などの問題も特記すべきである。

71年度予算の才出構造を若干とりあげてみよう。才入については財源構成の変動が多いこと、とくに町債、政府支出金、繰入金についていえる。例えば繰入金は68年5万、69年14万、70年18万、71年7万ドルである。政府支出金も68年の25万、69年14万、70年21万ドルである。町債も68年13万、69年5万、70年10万、71年3万ドルという具合になる。いずれも、補助金と借金、そして不

助産事業という組み合わせにもとづく財政の変動，貧困の指標でもある。また財源構成については交付税の比重が69年52%，71年60%，それに政府支出金をふくむ依存度はきわめて高いといえよう。そして町税収入が10%そこそこであることとあわせて，市町村税源の絶対的貧困をみななければならない。としても「依存財源」の水準が高いこと自身が相対的であり，別稿にて論じたごとく市町村財政の圧縮が前提である。つまり一般財源比が高いなどという財政分析は，基地体制下の財政構造とは無関係の理解なのである。

第1表 糸満町の町税

70年度決算

	納税義務者(人)	税額(ドル)
1. 市町村民税		30,249
個人	均等割 9,562	4,302
	所得割 5,163	22,587
	うち 400ドル以下 3,417	4,897
	400～1,000ドル 1,267	8,144
法人	均等割 16	102
	所得割 10	12,015
2. 固定資産税		65,649
土地	田 90	300
	畑 5,790	25,792
	宅地 4,999	11,323
	山林 1,657	180
	原野 1,983	100
	計 14,459	37,697
家屋	住宅 5,959	13,032
	店舗 195	2,037
	工場 76	3,928
	その他計 6,754	19,982
償却資産	147	15,199
3. 事業税		19,920
個人	442	4,105
法人	10	22,337

(註) 琉球政府市町村行財政資料71年。町税には，この外不動産取得税 4,726ドルがあり合計 120,544ドルとなる。



市町村税は固定資産税の比重が高いことがめだった特徴である。70年度決算の全沖縄の市町村税の構成比と対照すれば、固定資産税の平均比率32.6%に対しおおよそ60%となっている。町税の納税義務者と税額について第1表をみてみよう。税額でいえば個人所得割と家屋（住宅）及び土地（畑）の比重が高いこと、納税人員では個人所得割を負担する階層、とくに畑と住宅の所有者をふくめて拡大されていることになる。さらにここで問題になるのは本土復帰に伴う市町村税の動向であろう。これについては税制全般の問題として別稿にて論じたので繰返さないが、そして沖縄の市町村税と市町村財政の基本構造として論ずべきことであるが、おおよそははっきりしていることは市町村民税とくに個人所得割の決定的拡充と固定資産税の著しい増徴である。さらに市町村財政の構造変化としては事業税の県税への移管の一方でタバコ消費税ほかの新設の課題がある。このうち固定資産税や個人所得割の税収が倍増するという<sup>6)</sup>試算もあるが、評価方法や税率の差違を考えられるなら種別によっては評価額の増加は著しく大きいといわれる。

ここで水道事業及び埋立事業の財政関係を多少説明しておく必要があるとおもう。まず71年度予算そのものから始めるならば、上水道費が土木費のなかに加えられていたが70年度で廃止とし、71年度から上水道事業特別会計となった。70年度の上水道費は土木費のなかの最大の支出であったが(約12万ドル)、71年度では諸支出金の繰出金として約6万ドルが計上され、さらに政府の水道補助金3万ドル、そして企業債約8万ドル及び事業収益(ほとんど使用料)2.7万ドルを加えて水道事業特別会計の才出入規模は約20万ドルとなっている。このうち企業債や政府補助金に前年度事業の組替分が相当分含まれており、財政収支の困難を裏づけている。この支出は配水施設工事の13万ドルほか水道事業職員給与及び資金運用部資金に対する支払利息その他水道公社浄水購入費などである。これを72年度特別会計についてみれば、政府支出金が打ち切られ(琉球政府の予算案成立のおくれによる)、支出では支払い利息が71年の1.5万ドルか

6) 沖縄市町村会報70年2月

ら2万ドルえ，企業債償還も約1万ドルという工合になっている。なお71年度末の借入金は，政府資金運用部17万ドル，民間銀行3万ドルと計算されている。従って町民税個人所得割の70年度分に匹敵する利息を水道事業だけで支払っていることになる。

埋立事業については才入の繰入金のところ70年度18.7万ドル，71年度7.4万ドル，72年度20万ドルが計上されている。但し72年度の実質的な埋立事業としての繰出しは2.2万ドルで，これは前年度の土地売払いが全部実現せず，そのため72年度に組替えられ，この予算操作のため特定事業えの財源充当として復帰記念事業や庁舎建設関係の穴埋めに向けられたものという。この71年度財政収支をみると同じことが表れている。つまり71年度の埋立事業から特別会計えの支出金＝繰出し金は70年度分を全額ふくめて計上されているが，これは71年度分のみが一般会計えの新規財源である。この才入は事業収入・起債の合計94万ドルであり，1.2万坪を坪単価70ドルで売却する計算である。支出は公債費が51万ドルであり，埋立事業は都市計画費として支出されている。これを72年度についてみれば収支規模が22万ドルと小さくなり，残りの土地売却の事業だけとなり，埋立工事もほぼ完了したことを表し事実上71年度で収支相殺できたことになっている。

以上事業概況などを抜きにして財政関係のみをとりだしたが，さきにのべた一般会計の才入構成の変動は，この二つの特別会計との関係でひきおこされたものであるといえよう。これらの問題は住民生活とからんで後述するが，ここで71年度予算の支出について，なお若干の問題を指摘しておかねばならない。まず貧困な財政状況に即して住民サービスに対する微細な名目的支出が多く，例えば都市計画5ドルとか伝染病203ドルとか下水道392ドルなどである。これは政府補助金，負担金総額22万ドルの内訳についてもいえることである。保育所，失業対策，農道工事，土木等が主要な補助費目であり，その他の老人福祉，児童福祉，消防，災害，清掃などは補助金1ドルというものが多い。才出の構成比では役所費をのぞき教育，産業経済，社会労働が主要項目である。社会労

働の内訳は保育所費，失業対策事業のほか数多くの精神的行事か零細な補助金である。住宅建設は3戸分しか組まれていない。保健衛生費も大半は屠場改築そして塵埃処理備品費などで清掃費は皆無ということになる。産業経済は土地改良と商工業振興が8,000ドルである。

最後に72年度の町の財政方針をみてみよう。これによれば本土復帰をひかえた最後のドル予算は編成作業が，琉球政府の交付税，支出金提示のおくれと当町の極端な財源不足とくに簡易水道買収問題の難航，さらに財務諸制度の改正によりおくれたものとのべている。そして交付税の伸びが13%に止まり金額にして5万ドルは，教育費負担金の増加をまかなうことにしかない。しかも71年度に対し約50万ドル35%の大幅増を計上しなければならず，交付税の僅かな伸びの反面で政府支出金は減額となり，町債の大幅増及び埋立事業の繰入金をもって財源充当をはかっている。この才出面では総務費（従来の役所費）が庁舎建築費を含めて倍増し，この庁舎建築財源30万ドルの内訳は政府支出8万ドル，町債16万ドル，その他特定財源として例の埋立事業からの繰入金6万ドルとなっている。支出で増加したのは，土木，教育，公債であるが，農林，民生は減額となり繰出し金もなくなっている。土木費は急増しとくに復帰記念事業14万ドルが1本大きく加ったことによるが，この財源が政府支出金は7,000ドルにすぎず，起債1.3万ドルと例の埋立事業繰入金が残る全部となっている。このほか特に問題なのはこれらの財源難に対応し，上水道事業の赤字（繰入れ金）や単独事業の保育所経営などのため独自財源の捻出をはかるため，町有地処分を行ない，この16万ドルを起債償還，上水道事業および経常支出にふりむけるとのべている。普通債は71年度末8.3万ドルから庁舎建築などをふくめ72年度は25万ドル以上に膨張する見込みとなっている。このようなことから人件費や職員定数抑制をはじめ支所の廃止などの節約をはかるという。一方で上水道事業も簡易水道事業買収問題との関係で本格的な給水計画がくめないこと，第三次埋立事業の推進や企業誘致をはかってゆく必要があるとのべている。

### （三）水道事業と埋立事業

糸満町の給水は民間簡易水道事業により行なわれてきたが、これに対し上水道事業のためボーリングによる水脈調査を行ない水源地浄水場工事が完成したが、配水工事は部分的にしか実施されていない。町長は72年度施政方針のなかでとくにこの上水道事業についてこうのべている。69年度以降31万ドルの経費で水源開発、浄水、配水施設を実施してきたこと、旧糸満町内の給水事業が民間簡易水道業者との関係で認可されていないこと、このほか未給水地区の水源開発による2万人給水計画の課題を訴えている。即ち町上水道の給水人口は総人口の14%にすぎぬとされている。そこでこの個人経営簡易水道施設の買収についての町当局の見解をみてみよう。71年6月現在で町内の一応全地域の給水事業が行なわれているが、内訳は個人又は部落経営の簡易水道事業の給水人口が2.3万人で町営上水道事業は6,000人である。そして人口の半分が居住する旧糸満地域が個人事業であり、人口の集中や水の需要増加（とくに製糖工場や企業誘致の問題そして埋立地への給水計画などが考えられる）で、町上水道事業への要望が強くなったという。ところが水道法により既設の業者から施設や事業権を買収しなければならないことになった。この適正な補償価格をめぐって70年5月買収委員会がもうけられることになった。この答申書によればとくに昨年の集団赤痢発生にかんがみ保健管理を要望する声がつよいこと、三業者の補償要求総額16万ドル（このうち営業権8ヶ年分の11万ドルが含まれる）に対し、14万ドルの委員会あっせんが行なわれ妥結した。

このような町政の最大の難題が解決したとはいえ、これらの買収計画とその資金調達、さらに給水計画の拡張と水源開発など今後莫大な財政資金をつぎこまねばならず、糸満町は本土復帰を前に、さきにみた財政構造の矛盾と貧困を一層拡大しなければならないことになっている。ここで沖縄における水の問題を一層基本的視角から考えてみなければならないと思う。今夏長期にわたる干ばつの苦悩を味った住民の立場で、琉球新報<sup>7)</sup>は次のように「水問題を考える」

7) 琉球新報「乾く沖縄列島」71年7月の特集No. 8. 10. 11. 12から。

特集をのせている。まず水道基本施設＝水源の不足が何故発生したのか。戦後26年間米軍はこの基本施設をさぼり、あくまで軍事優先であり住民のための水行政が放棄されたことが問題である。ことに米民水道公社にその給水の8割を依存し、独自の水源をもたない那覇市の場合は63年の干ばつの年は1年に201日間も断水した記録があり、今夏もあいつぐ断水と給水時間は米軍がきめているという。このように断水騒ぎは上水道基本施設が整備されなかった人災によるもので、沖縄の水道行政は中南部19市町村はほぼ米軍水道公社でまかなわれている。この公社は単なる供給機関であり、実は水源池のすべてと浄水をおさえているのは米軍であり、全島統合水道本部の組織に支配され、たしかに「水を制する者は国を制する」ようになっている。戦後直ちに中南部水源池を押えたこと、カデナ基地周辺の川や地下水を確保し、(表流水の一番多い比謝川を使用している)その余った水を住民に配ることになったのである。少し渇水期があれば忽ち民間給水が制限される所以である。公社も年間17%も水の需要が伸びることからダム建設や北部の河川からの取水を行ない、基本施設を拡充したが68年には1日の使用用水14万トンを突破するに至った。この間の水道公社やダムなどの資産4,000万ドルといわれるが、問題なのは米軍資産と水道公社とは細かく入りくんでおり共有部分が多いといわれる。水道料金は米軍の卸しが千ガロンあたり浄水11.7セントと原水3.9セントを、水道公社はそれぞれ21セントと8セントで各市町村に販売している。「沖縄中南部の比較的生産コストの安い水源地を全部おさえ、住民に全く水を得られないようにして水を売りつける」ことになる。現在1日19万トンの使用量からみて年間200万ドルを軍は売上している上に公社にも料金をとられる次第である。その上に軍施設内容が明かにされず、民立法の水道法が全く無意味であり、水質基準についても飲用に適するかどうかは例外として認めさせられていることになる。このため水源汚染の問題が心配され、ことに最大の取水源である比謝川がカデナ空軍基地を通過しており基地汚水の放流があり飲水としては不適當だともいわれる。このような水問題を根本的に朔って考えると糸満町の水道問題は、単なる財源

問題ではなく、水源池の取水に関する水道公社との関係、とくに水源開発事業の負担や戦後過程の町水道行政の貧困など、すべて米軍基地体制の仕組みのなかの矛盾として捉えることができるのではないか。そして今日糸満町最大の政治課題として同時に財政問題となった水道事業は、たしかに沖縄における市町村行財政の本質を象徴しているといえる。

さて海岸の埋立事業は、海が遠浅で地盤が固いという立地条件を生かし、宅地難の解消、企業誘致、財源確保などのため66年から68年まで第一次埋立約 1.3万坪が完成し、この工事費 16万ドルは宅地等の売上で24万ドルをあげた。第二次埋立は 3.7万坪を69年度から着工し完成し、うち約 1.1万坪を宅地として処分し95万ドルの売上げで工事費45万ドルを支払ったというものである。なおこの土地利用では一般住宅や公共用地、新庁舎、漁業施設、バスターミナル、その他が計画されている。さらに第三次埋立事業がすでに計画され 8.7万坪（159万ドルの工事費）が問題になってきつつある。

このような埋立事業をどのように評価するかという問題があるが、新糸満町合併後、第二次新町建設計画（67年～72年）で事業進捗率が著しく低いこともあり、農業施設、福祉、清掃などがほとんど進まず、専らこの埋立事業がやたらに進んだことは、たしかに町財政と政府との財政関係の貧困からくる問題があったといえよう。そしてこのような不動産事業によって町行政の「自立化」の途を考えねばならなかった事情も理解しなければならない。とはいえこれは決して市町村の地方自治を確立する行政とはいいい難く、一つは復帰不安のなかの経済不況により民間金融資本が確実な投資対象として年利率8%ともいわれる利息を稼ぐ手段であり、他方で軍用地問題に関連するとくに那覇市の過密を周辺町村がひきかぶり、土地不足と宅地の高騰で、埋立事業の一定の資本主義的合理性が貫かれたことを考えねばならない。そしてまた本土復帰に伴う財政構造の変化を、負債の一括清算とコミにして処理せんとする財政当局の利害と思惑をみることができよう。しかしこれでは一般住民の市民的要求に対応するどころか、次第に不動産行政に傾斜し、いわゆる「地域開発」事業を優先する

ことになり、住民生活をこまかく守ろうという復帰課題が弱まってしまいう危険性があるといわねばならない。現に本土大企業の農地転用と買収がすすめられさらに大規模な総合開発計画も話題になりつつある。しかしこの「本土並み」の開発が、別稿で論じたごとく果して沖繩の市町村を真に豊かにするかどうか疑問であるといわねばならぬ。

#### (四) 住民生活と地域開発問題

糸満町の「地域開発」について考える前に産業経済と住民生活の現状についてある程度ふれておかねばならぬ。産業別総所得調べによると、71年度は給与所得 639万ドル，農業所得 135万ドル，事業所得 129万ドル，漁業所得22万ドルとなっている。これを69年度と対比すると，給与所得は 180万ドルも伸びたが，農業は10万ドルの減少で漁業も僅か2万ドルの増にすぎず，事業所得も18万ドル程度の増である。即ち糸満町は産業活動というものはすべて停滞し，第三次産業労働者の被雇用数と賃金総額だけが増大したという結果になる。

ところで就業人口比では第一次産業は約40% (65年国調) であつたし，商工業の事業所も 1,000箇所となっている (68年)。しかしこの主要農産物であるキビ作の生産高と生産額は年々停滞し，一方漁業の水揚げも低下傾向でありむしろ漁獲高は輸出としてよその港に水揚げされている。農耕地の9割がキビ作であり，1戸当りの平均は 0.6ヘクタールで，87%が兼業とされている。<sup>8)</sup> 全農家戸数3,320戸のうち3分の1に当る1,013戸が5アール以下の規定外農家となっている。また甘蔗などの農作業は労働力不足により粗放化しこれが生産量にもむすびついてくる。このため土地基盤整備，農業機械の導入，灌漑施設の整備，品種改良，病虫害防除等の必要がとかれているが，このほか蔬菜園芸のための土地改良や，畜産振興の問題がある。水産関係も糸満港自身の水揚げは5トン未満で，福岡港を根拠にするものが多い。商工業の事業者はふえているが，64年～68年で自動車修理，飲食店，鮮魚商などが3～4倍になっている。とはいえ事業税の納税義務者は第一種の358人うち失格者213人である。このよ

8) 69年糸満町勢要覧による。

うな産業経済に対する財政支出の状況は既にのべた如く、若干の農業土木工事を除けば、水産施設 558ドル、商工業振興費 1,383ドルの如くである。いや農林水産費それ自身が72年度では大きく減額となっていることは既にのべた如くである。

民生事業は保育所が2箇所あるのが特質されるが、すでにのべた如くその他福祉行政や保健衛生や清掃は皆無にひとしいものである。衛生費のなかには水道事業への繰出しがさきにのべた如く唯一のみるべきものである。生活保護は生活扶助 1,200人である。このほか医療は全町開業医が6人で区域の広さと人口を考えれば事実上の無医村地区が大部分である。序に住宅困窮者で住宅扶助適用者が435人もいる。また旧糸満地区の住宅状況調べ（69年）では、全世帯3,166＝家族総数14,700人の建物種別は瓦ぶき29%、トタン屋根55%、その他15%である。また自己所有家屋は62%と高い比率だが、借家を含む1世帯平均畳数は11畳で、これを5人平均で使用していることになる。なお宅地所有世帯は39%で圧倒的に非宅地所有者である。そして宅地価格については71年度埋立地売却の例で坪当たり平均70ドルであり、まさに本土並みの宅地難と地価の状況をうかがうことができよう。これに対し公営住宅の建築は71年度で3戸であったことは既にのべた。

そして琉球政府の長期経済開発計画で糸満、豊貝城の埋立事業の問題が提起されている。この開発構想はさきに別稿で論じたとおりに中核都市那覇の広域行政圏の見地に立つものである。ちなみに豊見城村は那覇市の近郊農村で蔬菜の供給地として有名であり、就業人口の66%が農業であり、人口12,000人のこの地域は、那覇市の過密を受けて人口急増の傾向があり、ここにマンモス住宅団地造成やこの埋立事業の計画がはめこまれようとしている。しかしこの土地利用計画については今迄に若干の開発計画が打出されてきたことがあるのでこれを参考にして要約してみよう。

68年に琉大経済研究所は「沖縄経済開発の基本と展望」を発表し、糸満町を水産業地域とし、あわせて那覇市の過密化防止と産業の適正分散をかかげてい



た。69年の沖縄工業開発計画（日本工業土地センター）は、糸満、豊見城の都市型、臨海装置産業をのぞんでいる。同じ年にDMTM社の調査では、沖縄中南部の土地利用計画を勧告し、このなかで、糸満、豊見城の埋立事業がだされ、あわせて道路、港湾建設がうたわれた。又同じく沖縄経済開発研究所も大那覇都市圏としての工業化地域をここに設定している。そして重要なことは都市の広域化と再開発による経済効率および生活圏の合理化を主張していること、これをうけて琉球政府の長期計画が作成されたともみられる。

このように基地経済からの自立化を謳いながら、観光、農林業、市街化と自然保護など土地利用の合理化計画がだされていることは、本土並み「新全総」の沖縄版があたえられつつあることを示している。しかしこれらの開発の青写真がどのようなビジョンを示そうとも、軍用地と基地体制との問題が必ず避けて通られていることこそ注目すべきである。従って基地と対立し競合する水資源、道路、空港、港湾、土地などの新しい配置と開発ビジョンが熱心にとかれる所以であろう。

ところで参考までに宅地と住宅問題に関して琉球政府の住宅統計調査（69年）がある。これによれば那覇市では総世帯6万のうち2.8万の世帯が住宅困窮世帯となっている。この収入階層別では月収60ドル以下の6割が、また110～170ドル階層でも5割が住宅に困っている。この後者の階層のうち「家を建てる計画」のある者16%、計画なしが61%である。住宅の構造種類別ではトタン屋根のほか「その他」建築が著しく多いこと、また家賃の平均価格50ドルであり、最近は地価急騰でさらに高くなっていることが実証されている。なお住宅建築のうち終戦直後のものが1.3万世帯分もあるという。

水資源開発は琉球政府の長期計画でも重要課題となっており、1日23万トンと推定される今日の需要を、さらに10年後の1日55万トンを新規に開発しなければならぬといわれている。このため琉球政府が73年米会計年度から5ヶ年で調実施しようという、水資源開発の見積りでは1億3千万ドル（467億円）にのぼっている。これについては70年の本土政府の通商産業省の「沖縄水資源開発

査報告」があるが、沖縄の降雨期が台風期に集中し河川も貯水に不向きであること、また戦中、戦後の山林の荒廃、地下水は中南部一帯に広く分布しているが工業用水としては期待できないこと、北部一円の河川を主体とする開発が考えられるが、人口集積の中南部への搬送に経費がかさむことなどが指摘されている。なお現在の水源供給能力は、水道公社22万立方米、市町村自己水源3万立方米、企業自己水源7万立方米、農業用水7万立方米、合計39万立方メートルの7割は米民政府の所有のもとにおかれている。なお琉球住宅土地公社の埋立に関する調査では沖縄の公有水面埋立可能面積は約4万エーカーといい、これは軍用地総面積のおよそ80%に相当するが、このためには沖縄の西南部、東南部の海岸をほとんどすべて埋立てることになり、この工事費推計7億ドルともいわれる。

だがしかし水も土地もすべて軍用地と基地との関係からその競合をさけて開発せねばならぬとすれば、基地の全面撤去の方法がもっとも合理的であろう。この根本問題を回避し「糸満町兼城、豊見城与根地区総合開発調査報告書」が69年に琉球土地住宅公社により提出されている。今この内訳をとりだすことは紙数の都合でできぬが、要するに大規模な埋立により港湾、工業用地を設定し、あわせて農地転用をふくめて住宅造成を行ない、那覇市の過密を解消しようというものである。そして現在の糸満町の1日給水計画2千トンに対し糸満地区工業用水1日15万 $m^3$ を想定している。もとより漁業補償や公害問題が考えられるような大型石油企業を立地させるというものである。

しかしこれらの「地域開発」計画の構想の現実性はともあれ、軍用地と基地問題のあらゆる矛盾をさけて、これを合理化し整備する中核都市圏化が、沖縄の基地体制を補強しようするものである。ここに日米独占の72年返還の真の課題があるのではないか。そして56年以来一貫してきた市町村合併と、今度の「一体化」とは、まぎれもなく沖縄の悲劇を再生産し拡大する意味で同一の路線なのである。とすれば沖縄の新産都市建設計画と目される糸満、豊見城の開発事業の夢をここにとりあげること自身が問題であることに気づかざるをえな

い。しかし確かなことは本土復帰を前に、市町村合併から地域開発まで、「沖縄は一つ」という新全総プランが、離島も地域格差も、そして基地もすべてが沖縄経済の単なる与件として処理され、沖縄の戦後過程が「地方自治」どころか住民の主権さえも奪われたという、民主主義の破壊の回復という最大の根本的な課題をすりかえてしまおうとしていることである。だがしかし沖縄の市町村と住民は戦後いや戦争をふくむあらゆる補償を米日国家独占に対し要求している。そして70年代の本土の地方自治を守る住民運動と、この沖縄の戦後の闘争とが必ず一体化されることによって、これらの欺瞞が打破される日は遠くはないであろう。

最後に糸満町の72~76年の5ヶ年振興計画に少しだけふれておきたい。この基本方針は61年の合併後10ヶ年間、文化的産業都市と目ざして一次と二次の建設計画をすすめてきたが、財政の貧困から未整備でありこれが第三次計画に相当するとのべている。そして10項目の重点整備をかかげているが、農畜水産、土地改良と道路整備、企業誘致、埋立事業、上水道事業、公営住宅と保育所、清掃事業その他、この内容をみると戦後の長い期間の貧困と格差と矛盾を全部解決しようという激しい意欲が感ぜられる。例えば住宅建設は本土の類似市町村の2倍宛つくりたい、上水道は73年度まで(日本の72年度)に完全町営にしたい、そして道路も農道も灌漑も、第一次産業のあらゆる近代化と規模拡大を、公共下水道もとのべている。これらの計画はさきの開発計画よりもはるかに具体的であり、住民の要求をふまえている。もとより若干の矛盾も問題もあるが、ともかく沖縄の市町村がはじめて本当に日本の一地方自治体になる日をむかえて、「地方自治」の要求を提出しようとしているのである。この財政計画は特別交付税毎年3万ドルのほか多少の財源改善を見込んではいるが、財政規模も71年基準年次の211万ドルから74年度248万ドルまできわめてひかえ目な要求となっていることを記しておこう。

## あ と が き

今夏の沖縄調査による資料を若干部分的に追加したこともあるが、このため多少論旨が時間的にも喰違いが生じたかも知れない。しかしこの覚書きは次の(Ⅱ)をふくめて、あくまで昨年暮の調査報告の一部であり、今夏とさらにこの11月の調査については別にまとめる予定である。なおこの報告はこの予定をふくめて文部省45年、46年度の特定研究「日本の産業構造変革と南九州・南西諸島の政治的、経済的諸問題」の一部である。

ついでにこの覚書きは、さきに断ったごとく、『都市問題』9月、10月の各号に「沖縄の市町村行財政と本土復帰」として掲載したものの続きであるので、この章別編成を参考までにかかげておこう。

1. 長期経開発計画
2. 復帰，一体化の基本視角
3. 市町村の戦後過程
4. 市町村財政の構造
5. 市町村財政の復帰課題
6. 市町村合併計画の背景
7. 市町村合併の諸問題
8. 現行市町村税制について
9. 「本土並み」租税負担の問題